

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第467号）
〔公務関係文書不存在非公開決定審査請求事案〕
(答申日：令和7年11月17日)

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和5年8月24日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（請求内容）

次の文書等の公開を求めます

1 令和〇年〇月〇日（〇）の〇時頃から〇〇高の職員Aが、どこからかの内線電話を受けた後、約1時間程度離席し、所在不明となり、その後、何かを受け取って戻ってきた件に関する

- （1）本件の内容（受領物の内容を含む）とそれが公務か否かがわかるものすべて
- （2）公務でないなら、時間休の届出の有無がわかるものすべて

※なお、本件に関する諸文書等が作成中であるなら、作成後の公開を求めます。

2 令和5年9月4日付けで、実施機関は、「本件公開請求に係る行政文書については、存在していないため、管理していない。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 令和5年9月22日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、諮問実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

本件は、〇〇高の職員Aが、令和〇年〇月〇日（〇）の〇時頃から約1時間、勤務時間中に同僚に行き先も告げず、所在不明になった件に端を発するものである。

本件がもし公務ではなく、私用であった場合は職務専念義務違反となり、本人が時間年休を取得しない限り給料の返納対象となる悪質な不祥事である。

処分庁は、本情報公開請求に対して、「本件公開請求に係る行政文書については、存在していないため、管理していない。」として不存在による非公開決定を行った。

処分庁は、また一方で先の審査請求人が情報公開請求を行った際に令和5年6月27日教職人第1908号で、「〇〇高校長と事務長がやりとりした電子メール」及び公開請求案件に係る関係職員への「面談の議事要旨」を公開している。

このため当該電子メールや職員の面談に係る関係資料は、情報公開対象の行政文書であることが明らかとなった。

よって、本件に係る〇〇高校長や事務長らと職員A間の電子メールや職員Aに対する事情聴取等の記録等はすべて公開されなければならないこととなる。

審査請求人は、〇〇高校首脳らがこうした当該不祥事の隠蔽を図るため、「非公開制度」を悪用しているのではないか、という疑念を抱いている。

もしこれが事実であれば、府内秩序を揺るがす重大事案であり、その真偽を明らかにするためにも、関係文書等はすべて公開されなければならない。

そもそも、請求者には関係文書の詳細が判らない。

本請求は、府内の綱紀保持や職場秩序の維持から必要不可欠なものである。

2 反論書における主張

- (1) 処分庁は、対象の行政文書が不存在とのみ主張している。
- (2) そもそも審査請求人は、どのような記録があるのか否か知る由もない。
- (3) 処分庁は、審査請求人が令和5年9月22日付け審査請求書で主張した「非公開制度」の悪用等について、一切の言及を行っていない。
- (4) そのため、〇〇高首脳が自らの保身のために非公開制度を悪用している疑念は何ら払拭されていない。
- (5) よって、本件の真相を明らかにするためにも、徹底した情報公開が求められる。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

- (1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

- (2) 弁明の理由

本件請求を受けて、本件請求に対応する行政文書の有無等を調査したが、該当する文書は存在しない。

よって、審査請求人の主張は失当である。

2 実施機関による口頭説明における主張

本件請求の記載内容について職員Aに確認したところ、令和〇年〇月〇日〇時頃は、〇〇課からの依頼により、〇〇の被害状況に係る調査に出て、その帰りに〇〇から〇〇を引き取ってきたとのことであった。

本件請求のあった同月24日時点では、被害状況調査に関する報告書等はまだ作成できておりず、当該行動歴を示す行政文書は存在しない。

また、〇〇高校では、生徒の活動として〇〇しており、〇〇について、〇〇せずに事務室職

員にて引き取ることもあり、この取扱いについて定めた規程等の行政文書は存在しない。
これらは公務であるから、本件請求1（2）に対応する行政文書も存在しない。
よって、本件決定に違法不当な点はない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び条例第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件請求の内容に該当する行政文書は存在しないものとして、不存在による非公開決定を行った。

審査請求人は、職員間の電子メールや面談の記録等は行政文書に該当するから公開すべきである旨主張している。

実施機関によると、職員Aは、〇〇から依頼のあった校内の植栽の〇〇被害状況調査のほか、〇〇から〇〇の引取を行っていたとのことであった。

これらの内容に係る文書不存在とした決定の妥当性について、以下検討する。

（1）〇〇の被害状況の調査について

当審査会において、被害状況調査に係る依頼文書を見分したところ、令和〇年〇月〇日付で〇〇部〇〇室〇〇課から、〇〇課を通じて、〇〇による被害状況について、施設内を調査したうえで指定の調査票により報告を求める内容で依頼されていたことが確認できた。また、本件請求があったのは当該調査の二日後であり、実施機関の説明によると、職員Aはこの時点では調査票をまだ作成していなかったとのことであった。

したがって、職員Aが本件請求の示す時間帯に当該業務を行っていたことを直接的に示す行政文書は存在せず、実施機関の主張に不自然な点はないことから、文書不存在とした決定は妥当である。

（2）〇〇の受取りについて

実施機関に確認したところ、職員Aは、〇〇からの口頭による依頼に基づいて〇〇を受け取っていたとのことである。

したがって、職員Aが当該業務を行っていたことを直接的に示す行政文書は存在せず、実施機関の主張に不自然な点はないことから、文書不存在とした決定は妥当である。

以上のことから、本件請求1（1）について文書不存在とした決定は妥当である。

また、職員Aの行動はいずれも職務に係る内容であったことから、本件請求1（2）について文書不存在とした決定も妥当である。

なお、審査請求人はその他縷々主張しているが、本件決定に対する判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榎原 和穂、高野 恵亮